

その定期預金、本当に 解約しても大丈夫ですか？

～ 名義貸しの詐欺の手口に騙され、定期解約に至る被害フロー ～



「ベトナム通貨を買いませんか？」という突然の電話が…

- ・証券会社等を名乗る者から自宅に電話がかかります。
- ・「あなたに迷惑はかけないので、名義だけ貸してほしい」などと言われます。



後日別の相手から「名義貸しで逮捕されます!!」

- ・「名義貸しは犯罪。このままでは警察に逮捕されます！」などと言われ、
- ・「示談するには、お金が必要です。」とお金を要求されます。



「示談には600万円かかります」

- ・「逮捕されると、家族に迷惑がかかりますよ」などと脅されます。
- ・いったん支払うと、さらにお金を要求されます。



こういった流れで高額のお金を要求され、定期預金等を解約する被害が発生しとんがやと!!

定期の
解約

普通預金
の口座へ

ATM等
から出金

手渡しや宅配によって
多額の現金を
騙し取られる!!

「名義貸して」は特殊詐欺!!

特殊詐欺は、オレオレ詐欺などの「電話口ですぐにお金を要求する手口」だけではありません。上記のように、何日もかけて少しずつ被害者を追いつめ、最終的に多額の現金を騙し取る手口もあります。

電話やメールでお金の話が出たら、必ず家族や警察などに相談しましょう。



窓口職員の皆様へ

犯人は「家族に迷惑をかけたくない」「家族を助けなければ」という被害者の気持ちを利用してお金を騙し取ろうとするため、被害者の中には、お金を引き出す理由をかたくなに話そうとしないケースもあります。

特殊詐欺被害を水際で阻止するため、金融機関等の窓口において、多額の現金の引き出し、もしくは定期の解約を申し出る方が訪れた場合は、積極的な声かけ及びアンケートの実施をお願いいたします。

また、対応時に少しでも不審に思われた場合は、警察への通報をお願いいたします。



作成元

富山県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 犯罪抑止対策係
電話:076(441)2211(代表)



「だまされんちゃ!」
YOUTUBEでも
絶賛公開中!!